

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（県の区域又はその区域を超える区域を地区とする森林組合連合会を除く。第5条及び第29条を除き、以下同じ。）は、法第10条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長（第5条を除き、以下「所管する局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信託規程廃止承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、信託規程変更届出書（様式第3号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)</p>	<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（県の区域又はその区域を超える区域を地区とする森林組合連合会を除く。第5条及び第29条を除き、以下同じ。）は、法第10条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による</u>信託規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長（第5条を除き、以下「所管する局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による</u>信託規程変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、<u>別に定める様式による</u>信託規程廃止承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、<u>別に定める様式による</u>信託規程変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)</p>

第3条 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、共済規程変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、共済規程廃止承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届出書（様式第6号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等）

第4条 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の承認を申請しようとするときは、林地処分事業実施規程設定承認申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の変更の承認を申請しようとするときは、林地処分事業実施規程変更承認申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければ

第3条 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程廃止承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済規程変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等）

第4条 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による林地処分事業実施規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の変更の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による林地処分事業実施規程変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しな

ならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の廃止の承認を申請しようとするときは、林地処分事業実施規程廃止承認申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、林地処分事業実施規程変更届出書（様式第9号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（分担金の徴収の認可の申請）

第5条 森林組合及び森林組合連合会は、法第25条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により分担金の徴収の認可を申請しようとするときは、分担金徴収認可申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、開設し、改良し、又は復旧した林道の所在地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

（森林経営規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等）

第5条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、森林経営規程設定承認申請書（様式第10号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、森林経営規程変更承認申請書（様式第10号の3）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

なければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の廃止の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による林地処分事業実施規程廃止承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による林地処分事業実施規程変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（分担金の徴収の認可の申請）

第5条 森林組合及び森林組合連合会は、法第25条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により分担金の徴収の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による分担金徴収認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、開設し、改良し、又は復旧した林道の所在地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

（森林経営規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等）

第5条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による森林経営規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による森林経営規程変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の廃止の承認を申請しようとするときは、森林経営規程廃止承認申請書（様式第10号の4）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、森林経営規程変更届出書（様式第10号の5）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（専用契約の届出）

第6条 森林組合及び森林組合連合会は、法第34条（法第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、遅滞なく契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

第7条 削除

第8条 削除

（一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の6）を所管する局長に提出しなければならない。

（定款変更の認可の申請）

第10条 組合は、法第61条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、定款変更認可申請書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の廃止の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による森林経営規程廃止承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1)～(5) [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による森林経営規程変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

第6条から第8条まで 削除

（一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、別に定める様式による一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書を所管する局長に提出しなければならない。

（定款変更の認可の申請）

第10条 組合は、法第61条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の場合において、その変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第66条第1項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及び貸借対照表

(2)・(3) [略]

(定款変更の届出)

第10条の2 組合は、法第61条第4項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届出書（様式第11号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(設立の認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、知事（生産森林組合に係るものを除く。）又は所管する局長（生産森林組合に係るものに限る。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(解散の認可の申請)

第12条 組合は、法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第2項の規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その解散の議決が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、第1項各号（第2号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

4 森林組合は、第1項の場合において、その解散の議決が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

2 前項の場合において、その変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第66条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る貸借対照表

(2)・(3) [略]

(定款変更の届出)

第10条の2 組合は、法第61条第4項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届出書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(設立の認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事（生産森林組合に係るものを除く。）又は所管する局長（生産森林組合に係るものに限る。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(解散の認可の申請)

第12条 組合は、法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第2項の規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その解散の決議が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、第1項各号（第2号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

4 森林組合は、第1項の場合において、その解散の決議が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

(合併の認可の申請)

第16条 組合は、法第84条第2項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 合併を議決した総会の議事録謄本

(4) 法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第66条第1項に規定する財産目録（以下この号において「財産目録」という。）及び貸借対照表（非出資組合又は非出資連合会にあつては、財産目録）並びに法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その合併が理事会において議決されたものであるときは、同項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その合併の議決が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

4 森林組合は、第1項の場合において、その合併の議決が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

第16条の2 法第84条第2項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により合併による組合の設立の認可を申請しようとするときは、法第85条第1項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員（以下この項において「設立委員」という。）は、新設合併認可申請書（様式第15号）に、前条第1項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(合併の認可の申請)

第16条 組合は、法第84条第2項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 合併を決議した総会の議事録謄本

(4) 法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第66条第2項の規定による公告に係る貸借対照表並びに法第84条第4項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その合併が理事会において決議されたものであるときは、同項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その合併の決議が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

4 森林組合は、第1項の場合において、その合併の決議が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

第16条の2 法第84条第2項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により合併による組合の設立の認可を申請しようとするときは、法第85条第1項（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員（以下この項において「設立委員」という。）は、別に定める様式による新設合併認可申請書に、前条第1項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 法第85条第1項に規定する設立委員は、前項の場合において、その合併の議決が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、前条第1項各号（第3号を除く。）及び前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第85条第1項に規定する設立委員は、第1項の場合において、その合併の議決が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、前条第1項各号及び第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

（合併に伴う信託規程等の設定の承認の申請）

第17条 法第85条第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員（以下「設立委員」という。）は、法第10条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書（様式第16号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 設立委員は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承認申請書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 設立委員は、法第24条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う林地処分事業実施規程設定承認申請書（様式第18号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

4 設立委員は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う森林経営規程設定承認申請書（様式第18号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(1)～(5) [略]

2 法第85条第1項に規定する設立委員は、前項の場合において、その合併の決議が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、前条第1項各号（第3号を除く。）及び前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第85条第1項に規定する設立委員は、第1項の場合において、その合併の決議が法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、前条第1項各号及び第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

（合併に伴う信託規程等の設定の承認の申請）

第17条 法第85条第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員（以下この条において「設立委員」という。）は、法第10条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による合併に伴う信託規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 設立委員は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による合併に伴う共済規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 設立委員は、法第24条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により林地処分事業実施規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による合併に伴う林地処分事業実施規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

4 設立委員は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による合併に伴う森林経営規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

（吸収分割の申請）

第17条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第88条の3第

2項又は第108条の5第2項の規定により吸収分割の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による吸収分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 吸収分割理由書

(2) 吸収分割経過報告書

(3) 吸収分割を決議した総会の議事録謄本

(4) 法第88条の5第1項又は第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告に係る貸借対照表並びに同項及び法第88条の5第1項又は第108条の7において読み替えて準用する法第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5) 吸収分割契約の写し

(6) 吸収分割する森林組合及び森林組合連合会（以下「吸収分割組合等」という。）及びその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割組合等から承継する森林組合及び森林組合連合会の定款謄本、事業計画の実施に関する規程、事業計画書、組合員数（森林組合連合会にあつては、会員数）、出資総口数及び出資総額を記載した書類並びに役員の履歴書

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その吸収分割が理事会において決議されたものであるときは、同項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 理事会の議事録謄本

(2) 法第88条の4第1項若しくは第2項又は第108条の6第1項若しくは第2項に規定する割合を超えないことを証する書類

(3) 法第88条の4第4項又は第108条の6第4項の規定による手続を終了したことを証する書類

(4) 法第88条の4第5項若しくは第6項又は第108条の6第5項若しくは第6項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

3 森林組合及び森林組合連合会は、第1項の場合において、その吸収分割が総代会において決議されたものであるときは、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 総代会の議事録謄本

(2) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項に規定する手続を終了したことを証する書類

(3) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第

(組織変更の認可の申請)

第17条の2 生産森林組合は、法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により組織変更の認可を申請しようとするときは、株式会社又は合同会社への組織変更認可申請書(様式第18号の3)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する法第66条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに最近の損益計算書

(4)～(6) [略]

(監査規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)

第18条 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の承認を申請しようとするときは、監査規程設定承認申請書(様式第19号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の変更の承認を申請しようとするときは、監査規程変更承認申請書(様式第20号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の廃止の承認を申請しようとするときは、監査規程廃止承認申請書(様式第21号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(連合会の権利義務の包括承継の認可の申請)

第18条の2 法第108条の3第1項に規定する森林組合等(以下「森林組合等」という。)は、同条第2項において準用する法第84条第2項の規定により、法第108条の3第1項に規定する連合会(以下「連合会」という。)の権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、包括承継認可申請書(様式第21号の2)に、次の書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 包括承継を議決した森林組合等及び連合会の総会の議事録謄本

(4) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第1項に規定する財産目録(

2項の規定による請求がなかったことを証する書類

(組織変更の認可の申請)

第17条の3 生産森林組合は、法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により組織変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による株式会社又は合同会社への組織変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告に係る貸借対照表及び最近の損益計算書

(4)～(6) [略]

(監査規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)

第18条 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程設定承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の変更の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 森林組合連合会は、法第102条第1項の規定により監査規程の廃止の承認を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程廃止承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(連合会の権利義務の包括承継の認可の申請)

第18条の2 法第108条の3第1項に規定する森林組合等(以下「森林組合等」という。)は、同条第2項において準用する法第84条第2項の規定により、法第108条の3第1項に規定する連合会(以下「連合会」という。)の権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に、次の書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 包括承継を決議した森林組合等及び連合会の総会の議事録謄本

(4) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定による公告に係

以下この号において「財産目録」という。）及び貸借対照表（非出資組合又は非出資連合会にあっては、財産目録）並びに法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 森林組合は、前項の場合において、その包括承継の議決が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その包括承継の議決が法第108条の3第2項において準用する法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

る貸借対照表並びに法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項及び第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5)～(8) [略]

2 森林組合は、前項の場合において、その包括承継の決議が総代会において行われたものであるとき（次項に規定する場合を除く。）は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) [略]

3 森林組合は、第1項の場合において、その包括承継の決議が法第108条の3第2項において準用する法第65条の2第2項又は第4項の総会において承認されたものであるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、総代会の議事録謄本を添えなければならない。

(新設分割の申請)

第18条の3 森林組合及び森林組合連合会は、法第108条の13第2項の規定により新設分割の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による新設分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 新設分割の理由書

(2) 新設分割経過報告書

(3) 新設分割を決議した総会の議事録謄本

(4) 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告に係る貸借対象表並びに同項及び法第108条の15において読み替えて準用する法第67条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

(5) 新設分割計画の写し

(6) 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条第1項に規定する設立委員（以下この号において「設立委員」という。）が新設分割をする森林組合及び森林組合連合会の組合員（准組合員を除く。）（森林組合連合会にあっては、会員（准会員を除く。））であることの資格内容及び経歴の概要並びに設立委員であることを証する書類

(7) 設立委員会の議事録謄本

(8) 新設分割によって設立する森林組合連合会の定款謄本、事業計画の実施に関する規程、事業計画書、会員数、出資総口数及び出資総額を記載した書類並びに役員の履歴書

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その新設分割が理事会において決議されたものであるときは、

(行政庁に対する請求)

第22条 組合員又は会員が法第111条第1項の規定により組合の業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)又は会員(准会員を除く。)が法第115条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第23号)を所管する局長に提出しなければならない。

(組合長等の届出)

第23条 組合は、理事会の議決(生産森林組合にあつては、理事の互選)により組合長(森林組合連合会にあつては、会長)、専務理事又は常務理事(以下「組合長等」という。)を定めたときは、定めた日から起算して2週間以内に選任年月日、その役別、住所、氏名及び経歴の概要を所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(代表理事の届出及び事務引継に関する報告)

第25条 第23条の規定は、森林組合又は森林組合連合会が理事会の議決により森林組合又は森林組合連合会を代表すべき理事を定めたときに準用する。

(準用)

同項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 理事会の議事録謄本

(2) 法第108条の14第1項に規定する割合を超えないことを証する書類

(3) 法第108条の14第3項の規定による手続を終了したことを証する書類

(4) 法第108条の14第4項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

3 森林組合及び森林組合連合会は、第1項の場合において、その新設分割が総代会において決議されたものであるときは、第1項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 総代会の議事録謄本

(2) 法第108条の15第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による手続を終了したことを証する書類

(3) 法第108条の15第1項において準用する法第65条の2第2項の規定による請求がなかったことを証する書類

(行政庁に対する請求)

第22条 組合員又は会員が法第111条第1項の規定により組合の業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、別に定める様式による検査請求書を知事に提出しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)又は会員(准会員を除く。)が法第115条第1項の規定により決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による決議(選挙、当選)取消請求書を所管する局長に提出しなければならない。

(組合長等の届出)

第23条 組合は、理事会の決議(生産森林組合にあつては、理事の互選)により組合長(森林組合連合会にあつては、会長)、専務理事又は常務理事(以下「組合長等」という。)を定めたときは、定めた日から起算して2週間以内に選任年月日、その役別、住所、氏名及び経歴の概要を所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(代表理事の届出及び事務引継に関する報告)

第25条 第23条の規定は、森林組合又は森林組合連合会が理事会の決議により森林組合又は森林組合連合会を代表すべき理事を定めたときに準用する。

(準用)

<p>第29条 <u>第6条</u>、第9条、第13条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第27条及び第28条の規定は、県の区域を地区とする森林組合連合会について準用する。この場合において、<u>第6条</u>、第9条、第20条第4項、第22条第2項、第23条、第24条第1項及び第28条中「所管する局長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>第29条 第9条、第13条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第27条及び第28条の規定は、県の区域を地区とする森林組合連合会について準用する。この場合において、第9条、第20条第4項、第22条第2項、第23条、第24条第1項及び第28条中「所管する局長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第23号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 森林組合法の一部を改正する法律（令和2年法律第35号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更又は森林組合連合会の権利義務の承継に関するこの規則による改正後の森林組合法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の森林組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。